

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成25年 5月31日

金 曜 日

第 3624 号

目 次

告 示

- 道路の区域変更 1
- 土地改良区の定款変更の認可 2
- 指定障害児通所支援事業者の指定
- 市街地再開発組合の解散の認可 3
- 富山県収入証紙売りさばき人の名称変更

公 告

- 基本測量の終了 4
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出
- 泉川水系河川整備基本方針の策定 7
- 随意契約の相手方等の公示

~~~~~

## 告 示

~~~~~

富山県告示第264号

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において 5 月 31 日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

平成25年 5 月 31 日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 鞍川中町線	氷見市鞍川字下77番3から 氷見市鞍川 107番1地先ま で	変更前		最大 16.3 最小 13.0	57.9	高岡土木 センター 氷見土木 事務所
		変更後		最大 18.0 最小 13.0	57.9	

富山県告示第265号

土地改良区の定款変更の認可について

庄西用水土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、平成25年 5 月15日認可した。

平成25年 5 月31日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第266号

土地改良区の定款変更の認可について

井口村土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、平成25年 5 月22日認可した。

平成25年 5 月31日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第267号

土地改良区の定款変更の認可について

福光町土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、平成25年 5 月22日認可した。

平成25年 5 月31日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第268号

指定障害児通所支援事業者の指定について

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の 5 の15第 1 項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の 5 の24第 1 項第 1 号の規定により公示する。

平成25年5月31日

富山県知事 石 井 隆 一

指定障害児 通所支援の 種類	指定年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務 所の所在地	名称	所在地
放課後等デ イサービス	平成25年6 月1日	1650100165	社会福祉法 人恵風会	富山市山田 宿坊1番地 8	多機能型事 業所このみ	富山市婦中 町羽根1068 番地12
放課後等デ イサービス	平成25年6 月1日	1651900019	特定非営利 活動法人 プラスワン	射水市黒河 新4920-1	こどもサポ ートハウス おむすび	射水市黒河 新4920-1

富山県告示第269号

市街地再開発組合の解散の認可について

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第45条第4項の規定により、次のとおり西町東南地区市街地再開発組合の解散を認可したので、同条第6項の規定により公告する。

平成25年5月31日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 組合の名称
西町東南地区市街地再開発組合
- 2 事務所の所在地
富山市三番町3番2号
- 3 解散の理由
事業の完成
- 4 解散の認可の年月日
平成25年5月24日

富山県告示第270号

富山県収入証紙売りさばき人の名称変更について

次のとおり富山県収入証紙売りさばき人の名称変更の届出があったので、告示する。

平成25年 5 月 31 日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 売りさばき人の名称
 - (1) 変更後 一般社団法人 富山県薬業連合会
 - (2) 変更前 社団法人 富山県薬業連合会
- 2 変更年月日 平成25年 4 月 1 日

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

基本測量の終了

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第 2 項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公示する。

平成25年 5 月 31 日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 作業種類
基本測量「電子国土基本図（地図情報）」修正測量
- 2 作業期間
平成24年 5 月 25日から平成25年 3 月 29日まで
- 3 作業地域
富山県全域

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦

覧に供する。

平成25年 5 月 31 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

イオンタウン上飯野 富山市上飯野41番地 5

2 店舗を設置する者 イオンタウン株式会社

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては代表者の氏名

(変更前) マックスバリュ北陸株式会社 代表取締役 中川 伊正 石川県金
沢市高柳町13字 1 番地 1 ほか 3

(変更後) マックスバリュ北陸株式会社 代表取締役 師井 昭造 石川県金
沢市鞍月 4 丁目133番地 ほか 3

4 変更の日 平成25年 3 月 5 日 ほか

5 変更の理由 小売業者の代表者及び住所が変更となったため

6 届出の日 平成25年 5 月 22 日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 平成25年 5 月 31 日から平成25年 9 月 30 日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を
有する者は、法第 8 条第 2 項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、
縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することがで
きる。

- (1)氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名） (2)(1)の事
項の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 6 条第 1

項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成25年 5 月31日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

イオンタウン氷見 氷見市窪731番地1 ほか23筆

2 店舗を設置する者 イオンタウン株式会社

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) マックスバリュ北陸株式会社 代表取締役 中川 伊正 石川県金沢市高柳町13字1番地1 ほか3

(変更後) マックスバリュ北陸株式会社 代表取締役 師井 昭造 石川県金沢市鞍月4丁目133番地 ほか3

4 変更の日 平成25年 3 月 5 日 ほか

5 変更の理由 小売業者の代表者及び住所が変更となったため

6 届出の日 平成25年 5 月22日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 平成25年 5 月31日から平成25年 9 月30日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第 8 条第 2 項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

- (1)氏名及び住所（法人等にあっては、所在地、名称及び代表者氏名） (2)(1)の事項の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由

泉川水系河川整備基本方針の策定について

河川法（昭和39年法律第 167号）第16条第 1 項の規定により泉川水系河川整備基本方針を平成25年 5 月21日付けで策定したので、同条第 5 項の規定により公表する。

なお、泉川水系河川整備基本方針は省略し、富山県土木部河川課、富山県高岡土木センター及び同センター氷見土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成25年 5 月31日

富山県知事 石 井 隆 一

随意契約の相手方等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年富山県規則第68号）第12条の規定により次のとおり公示する。

平成25年 5 月31日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
富山県庁情報通信網（L A N）運用保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地
富山県経営管理部情報政策課 富山市新総曲輪 1 番 7 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成25年 4 月 1 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社インテック 富山市牛島新町 2 番 2 号
- 5 随意契約に係る契約金額
96, 562, 536円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由

特例政令第10条第1項第2号に規定する既契約特定役務につき、既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるときに該当するため